

災害時職員初動対応 マニュアル

 出雲崎町

目 次

第1節 平常時からの備え	1
1 はじめに	
2 家庭での備え	
3 う回路等の把握	
4 職員装備品等の確認	
5 防災関係資料の熟読	
6 連絡体制の確認	
7 対応マニュアルの作成	
8 防災関係機器等の使用方法の習熟	
9 避難所の開設準備等の確認	
10 緊急滞在の準備	
11 防災訓練への参加	
第2節 災害時における職員の防災服務心得	3
1 職員としての自覚	
2 参集の義務	
3 異変の察知	
4 責任分担の的確な履行	
5 各課・関係機関との連絡協調	
6 被災者に対する応接態度	
7 安全確保	
8 緊急時の会議、出張等の取扱い	
9 時間外勤務、休暇等の取扱い	
10 臨時的任用職員の対応	
第3節 本部体制	5
1 災害警戒本部	
2 災害対策本部	
第4節 大雨（土砂災害）対応	6
1 動員配備体制	
2 避難情報等発出基準	
3 土砂災害前兆現象	
4 雨量レベル及び連絡体系	
5 気象情報の発表基準	
6 広報例文	

第5節 地震・津波対応	14
1 動員配備体制	
2 対応系統	
3 避難勧告又は指示の基準	
4 津波想定	
5 津波避難ルール	
6 津波警報等の種類	
7 広報例文	
第6節 原子力災害対応	20
1 動員配備体制	
2 現地対策本部の設置	
3 対応系統	
4 広報例文	
第7節 火災対応	27
1 動員配備体制	
2 参集職員	
3 対応系統	
4 広報例文	
第8節 その他防災行政無線放送対応	32
1 防災行政無線の放送範囲等	
2 行方不明者対応	
3 海上漂流物対応	
4 停電時対応	
添付資料	37
1 防災行政無線の操作方法	
2 新潟県土砂災害警戒情報システムの操作方法	
3 水防対策支援サービスWEB操作方法	
4 防災情報伝達システム操作方法	

.....

平成27年 5月 作成
平成28年 3月 修正

第1節 平常時からの備え

1 はじめに

本マニュアルは、職員の平常からの備え及び災害ごとの初動対応及び町民等の初動対応に必要な防災行政無線による情報提供等について、地域防災計画各編に基づき、その他防災関係資料と整合性を図ったうえで作成したものである。

災害に対する具体的な対応については、地域防災計画各編に定めるもののほか、各課において定めた対応マニュアルによるものとする。

なお、災害は想定どおりに進展しないことから、本マニュアルで定められていない災害についても、各自が公務員としての自覚を持ち、常に対応できる体制を整えること。

2 家庭での備え

職員は、災害時において、職務を優先しなければならないことから、家庭での安全対策について、事前に備えておくとともに、災害時の家族の集合場所、連絡方法等を事前に申し合わせておくこと。

3 う回路等の把握

災害によっては、平常時の道路が使えない場合があるので、う回路等について、事前に把握しておくこと。

4 職員装備品等の確認

職員は、貸与品（防災服、雨具、長靴、ヘルメット）のチェック、保管場所の確認を行うこと（梅雨時期の自家用車への保管は可）。

5 防災関係資料の熟読

職員は、災害に備え、次の計画等防災関係資料を事前に熟読しておくこと。

- ① 地域防災計画（各編）
- ② 避難所開設・運営マニュアル
- ③ 避難行動要支援者避難支援計画 等

6 連絡体制の確認

課長等は、課員の携帯番号等を把握し、連絡網の作成及び夏季休暇中の連絡等の

聞き取りを事前に行うこと。

7 対応マニュアルの作成

各課は、地域防災計画等と整合性を図ったうえで、各課で実施する災害時の業務に必要な対応マニュアルを事前に作成しておくこと。

8 防災関係機器等の使用方法の習熟

職員は、新潟県土砂災害警戒情報システム、総合防災業務支援サービス及び防災情報伝達システム等の防災情報入手機器及び防災行政無線、広報車等の情報提供機器等の操作方法を習熟しておくこと。

9 避難所開設準備等の確認

避難所開設準備職員は、カギ等の所在を常時確認しておくとともに、開設方法等を事前に習熟しておくこと。

なお、夏季休暇中等で長期不在となる場合は、他の担当に引き継ぎ、庶務係にも連絡をとること。

10 緊急滞在の準備

異常気象が予想される場合は、長時間にわたり、町内・職場に待機・拘束する可能性もあるため、遠方から通勤する職員は、事前に緊急滞在先の確保、滞在準備等をしておくこと。

11 防災訓練への参加

職員は、防災訓練に積極的に参加し、災害時の対応力の向上に努めるとともに、訓練をとおして各課の災害対応を検証し、改善していくこと。

第2節 災害時における職員の防災服務心得

1 職員としての自覚

職員は、公務員としての自覚を持って災害に対処し、人命を第一に、町民等の信頼を得よう努めなければならない。

2 参集の義務

職員は、全体の奉仕者であることから、災害時に動員命令を受けた職員及び避難所担当職員は、指定された場所に参集しなければならない。

なお、交通の途絶等によりどうしても参集できない職員は、所属の長等に連絡し、その後の指示を受けること。

3 異変の察知

職員は、通勤途中等において平時からの異常な変化を察知することに努めるとともに、常に気象情報等を入手し、災害発生等の予兆に注意を払うこと。

また、通勤途中等において、救助を必要とする場面に遭遇した場合は、所属の長等に連絡し、人命救助を最優先とすること。

4 責任分担の的確な履行

職員は、与えられた職務に責任を持ち、的確な判断のもとに法令その他定められた基準に従い、自己の分担業務を的確に履行しなければならない。

5 各課・関係機関との連絡協調

災害時は、限られた人員で対応しなければならないため、職員は、他課及び関係機関と常に連絡協調し、町民等のために災害対策に万全を期すること。

6 被災者に対する応接態度

災害時において、被災者は心身ともに疲弊し、不安になっているため、職員は、被災者に対し、親切・丁寧・親身に接し、不安を抱かせるような態度をとらないよう心がける。

7 安全確保

職員は、自己の安全確保に努め、巡視等現場に向かう場合は、極力単独行動を避け、無理な活動をしないう心がけること。

8 緊急時の会議、出張等の取扱い

課長等は、異常気象等が予想される場合において、課員の会議、出張及び外出等の取りやめを検討すること。

9 時間外勤務、休暇等の取扱い

課長等は、異常気象等が予想される場合は、災害対応職員を除き、時間外勤務の中止、休暇の調整も検討すること。

10 臨時的任用職員の対応

この職員対応は正規職員についてのものであること。

ただし、大災害等が発生した場合には、臨時的任用職員についても、召集等の対応を検討する場合があること。

第3節 本部体制

1 災害警戒本部

災害警戒本部は、災害が発生する恐れがある場合において、主に情報収集及び災害対策本部への移行準備として設置される。

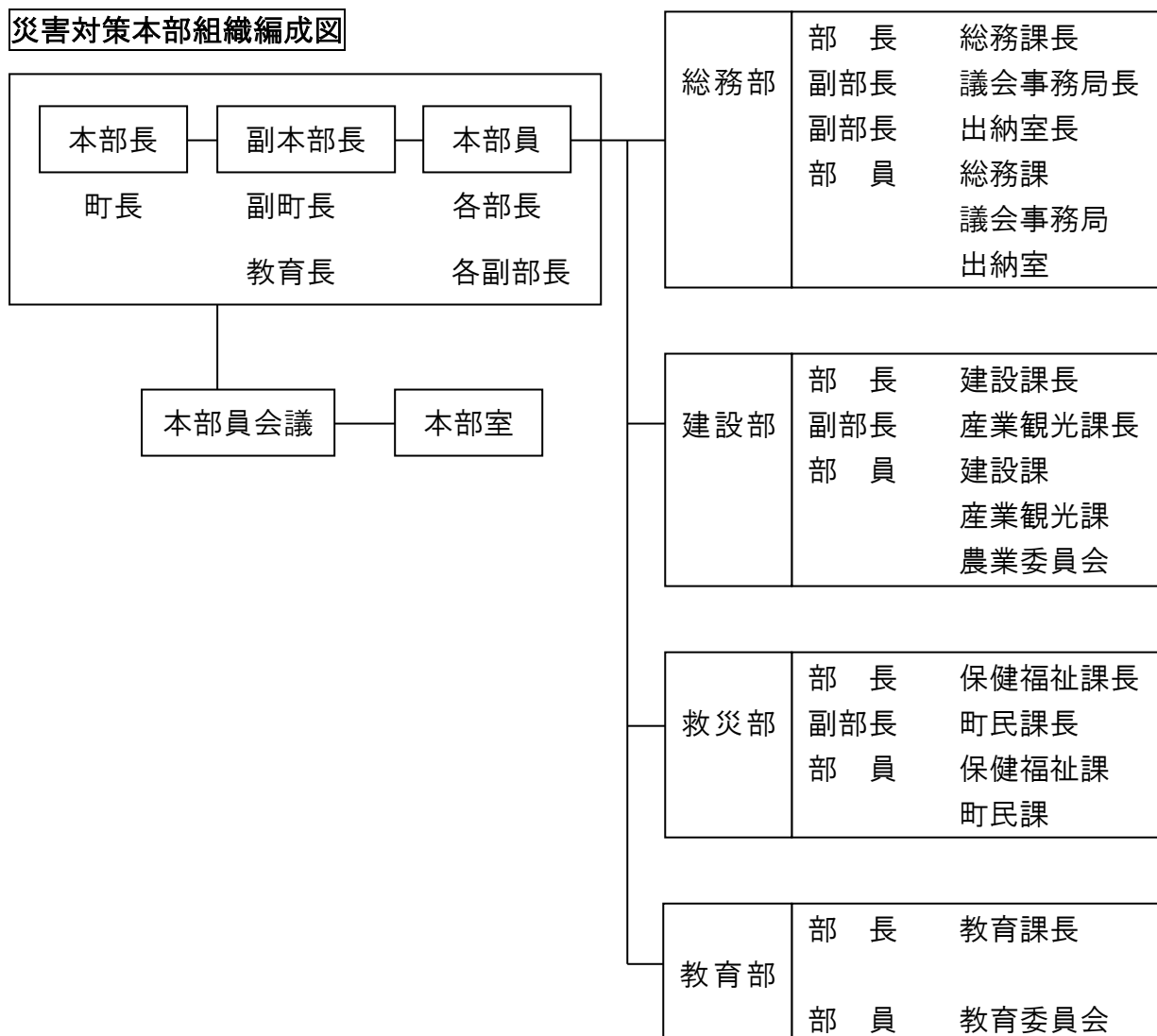
災害警戒本部の設置基準、参集範囲及び措置事項については、災害ごとに異なるため、関係各節で記載する。

2 災害対策本部

災害対策本部は、災害が発生し、又は発生する恐れがあり、その対策を要するときに設置される。

災害対策本部は、図の各部で編成され、それぞれ防災計画で定められた事務分掌により、災害対策にあたるものとする。

災害対策本部組織編成図



第4節 大雨（土砂災害）対応

1 動員配備体制

大雨に起因する災害は、他の災害と違い、雨量及び気象情報等によりある程度予測することが可能であることから、情報収集により早期の配備体制を心がける。

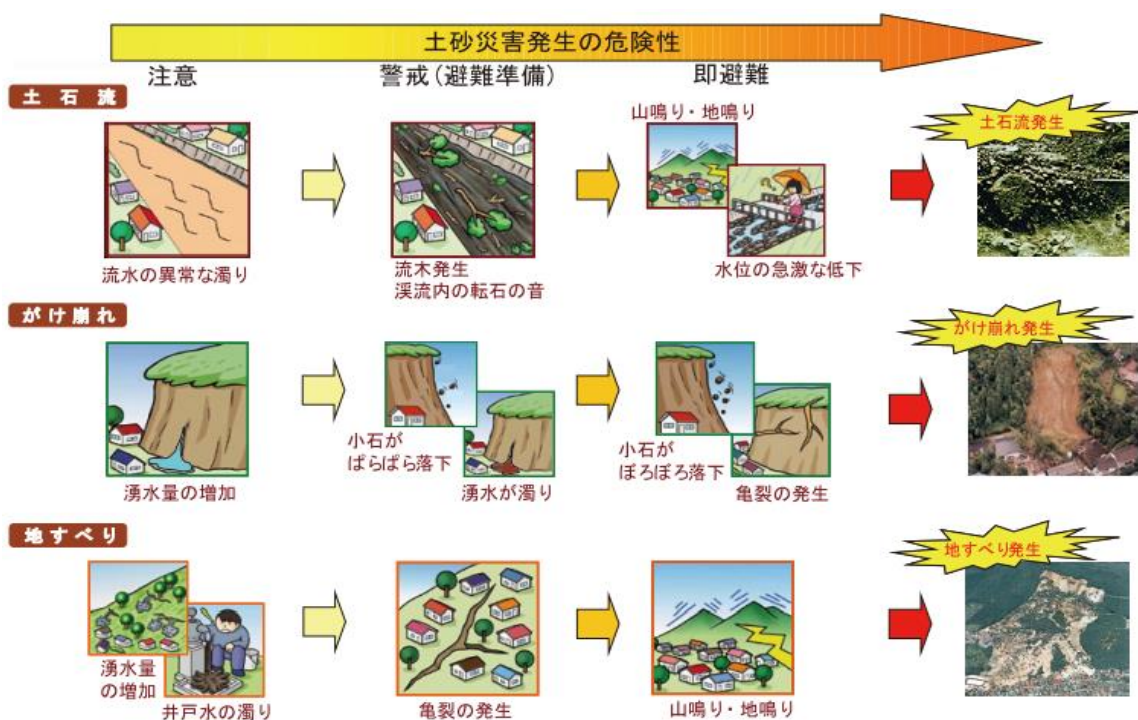
区分	配備基準	措置事項	参集範囲	摘要
監視体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3時間先までの雨量レベルが1に達したとき ・ 大雨注意報が発表されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務課長 ・ 庶務係職員 ※時間外は宿直が対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理職員及び庶務係職員は原則自宅待機(禁酒)
待機体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3時間先までの雨量レベルが2に達したとき ・ 大雨警報が発表されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報収集 ・ 注意喚起情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務課長 ・ 庶務係職員 	
災害警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3時間先までの雨量レベルが3に達したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報収集 ・ 優先開設避難所の開設準備 ・ 町内巡視 ・ 要配慮者施設への注意喚起、現地確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3役 ・ 管理職員 ・ 総務課、産業観光課、建設課職員 ・ 避難所開設準備職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の職員は自宅待機とし、上司の指示により必要な業務を行う体制をとっておく。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難準備情報発出基準に達したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難準備情報提供 ・ 優先開設避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所職員 	
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難勧告発出基準に達したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報収集 ・ 避難勧告発令 ・ 開設可能な避難所の開設 ・ 町内巡視 ・ 要配慮者施設への注意喚起、現地確認 ・ 避難誘導、支援 ・ 救助支援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上司の指示をあおぎ、的確に事務分掌に従事する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難指示発出基準に達したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難指示発令 		

2 避難情報等発出基準

下記の基準に達した場合は、町民等に対して速やかに避難等の情報を発出する。

区分	避難情報等発出基準	
	昼夜問わず	概ね7時～21時
注意喚起情報	—	・大雨警報が発表されたとき
避難準備情報	・土砂災害前ぶれ注意情報が発表されたとき	・大雨警報が発表され、3時間先までの雨量レベルが2又は3に達し、3時間以降の雨量レベルが3以上になると予想されるとき
避難勧告	・3時間先までの雨量レベルが4に達したとき ・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・巡視等により土砂災害の前兆現象が発見されたとき	・土砂災害前ぶれ注意情報が発表され、3時間先までの雨量レベルが3に達し、3時間以降の雨量レベルが4以上になると予想されるとき
避難指示	・特別警報が発表されたとき ・土砂災害警戒情報が発表され、3時間先までの雨量レベルが5に達したとき ・巡視等により人家への被害が発生したとき	・土砂災害警戒情報が発表され、3時間先までの雨量レベルが4に達し、3時間以降の雨量レベルが5に達すると予想されるとき

3 土砂災害前兆現象



4 雨量レベル及び連絡体系

雨量レベルとは、(株)ウェザーニューズが提供する水防対策支援サービスにおいて、時間雨量又は積算雨量の予測又は実測値に基づき区分され、レベルに応じた配備体制及び避難準備情報発出を行う。

なお、希望者には個人メール配信設定を行う（登録方法は添付資料のとおり）。

雨量レベル				連絡体系（昼夜問わず）		
区分	時間雨量基準 (mm/h)	積算雨量基準 (mm)	レベル	レベルが上がる時	レベルが下がる時	連絡先
—	—	—	0	メール	メール	総務課長及び庶務係
監視体制	10	—	1	メール	メール	各課長等及び庶務係
待機体制	20	—	2	メール	メール	各課長等及び庶務係
災害警戒本部	30	100 かつ 時間雨量 10 以上	3	メール	メール	【メール】 各課長等及び総務課、産業観光課、建設課、避難所担当職員（公用携帯以外は登録希望者のみ） 【電話】 役場から総務課長又は庶務係を呼出（宿直体制の場合は宿直が承り、総務課長又は庶務係に連絡）。又は直接総務課長、庶務係に連絡。 3役へは総務課から連絡。
				電話	電話	
災害対策本部	40	200 かつ 時間雨量 10 以上	4	メール	メール	【メール】 全職員（公用携帯以外は登録希望者のみ） 【電話】 役場から総務課長又は庶務係を呼出（宿直体制の場合は宿直が承り、総務課長又は庶務係に連絡）。又は直接総務課長、庶務係に連絡。
				電話	電話	
—	—	300 かつ 時間雨量 10 以上	5	※雨量基準値は予測又は実測値（観測地点：出雲崎町役場、赤坂山地区、田中地内防火水槽、越後出雲崎天領の里、井鼻地区、中永トンネル）とし、積算雨量は無降水6時間リセットとする。		

5 気象情報の発表基準

種 類	発 表 基 準（中越 長岡地域 出雲崎町）
大 雨 注 意 報	大雨による被害が予想される場合 →①土壌雨量指数が 83 以上になると予想される場合 ②1 時間に 20mm 以上の降雨があると予想される場合
大 雨 警 報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 （浸水害）→1 時間に 60mm 以上の降雨があると予想される場合 （土砂災害）→土壌雨量指数が 124 以上になると予想される場合
土 砂 災 害 前 ぶ れ 注 意 情 報	大雨警報の発表中において、土砂災害警戒情報の発表までに避難行動要支援者の避難に必要な時間を確保できるように設定した基準に土壌雨量指数が達したとき又は達すると予想されたときに、県が発表する。溪流、斜面の状況や気象情報等も含めて総合的に判断し、避難行動要支援者の避難を開始すべき時期とされる。
土 砂 災 害 警 戒 情 報	大雨警報（土砂災害）の発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいた発表基準に達し、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合等に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、気象業務法第 11 条及び災害対策基本法第 55 条に基づき、新潟地方气象台と県が共同で発表する。土砂災害の前兆現象、土砂移動現象が発見された場合に危険区域内の住民全員が避難をすべき時期とされる。
大 雨 特 別 警 報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 具体的には①又は②のいずれかを満たすと予想され、かつ更に雨が降り続くと予想される場合 →①48 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった 5km 格子が、共に府県程度の広がり範囲内で 50 格子以上出現する場合 ②3 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった 5km 格子が、共に府県程度の広がり範囲内で 10 格子以上出現する場合（ただし、3 時間降水量が 150mm 以上となった格子のみをカウント対象とする） 【出雲崎町における 50 年に一度の値】 48 時間雨量 322 mm 3 時間雨量 132mm 土壌雨量指数 205

6 広報例文

(1) 注意喚起情報

様式第2号（第20条関係）

総括管理者	副総括管理者	管理責任者	担 当

緊急通報報告書

年 月 日

総括管理者 様

職氏名 ⑩

次のとおり通報したので報告します。

件 名	大雨注意喚起情報
通 報 区 分	1 一斉 2 グループ別 3 個別
区域（一斉を除く）	
通 報 日 時	年 月 日 午 時 分
通報実施者職氏名	課 ⑩
通 報 内 容	こちらは広報出雲崎です。町総務課から気象情報をお知らせします。
	※現在、出雲崎町に大雨警報が発表されています。
	大雨が予想されますので、低地の浸水、土砂災害に警戒し、今後の気象情報に十分注意してください。
	（※繰り返します）
	以上で終わります。

(2) 避難準備情報

様式第2号（第20条関係）

総括管理者	副総括管理者	管理責任者	担 当

緊急通報報告書

年 月 日

総括管理者 様

職氏名 ⑩

次のとおり通報したので報告します。

件 名	土砂災害避難準備情報
通 報 区 分	1 一斉 2 グループ別 3 個別
区域（一斉を除く）	
通 報 日 時	年 月 日 午 時 分
通報実施者職氏名	課 ⑩
通 報 内 容	こちらは広報出雲崎です。町災害警戒本部から避難準備情報をお知らせします。
	※大雨により土砂災害の危険性が高まりました。
	避難の準備をして、今後の防災無線、テレビ、ラジオの情報に注意してください。
	（妻入り会館、海岸公民館、中央公民館、西越改善センター、八手改善センター）
	を開設しますので、心配される方は、早めの避難をお願いします。
	なお、いずれの避難所も食事、毛布などの準備はありませんので、各自で用意をお願いします。
	また、自宅の二階や近くの安全な建物など、土砂に巻きこまれないための避難もご検討ください。
	（※繰り返します）
	以上で終わります。

第5節 地震・津波対応

1 動員配備体制

(1) 地震対応

地震災害は、風水害と違い、予知の難しい災害であり、その被害は広範囲に及ぶ可能性が高い。

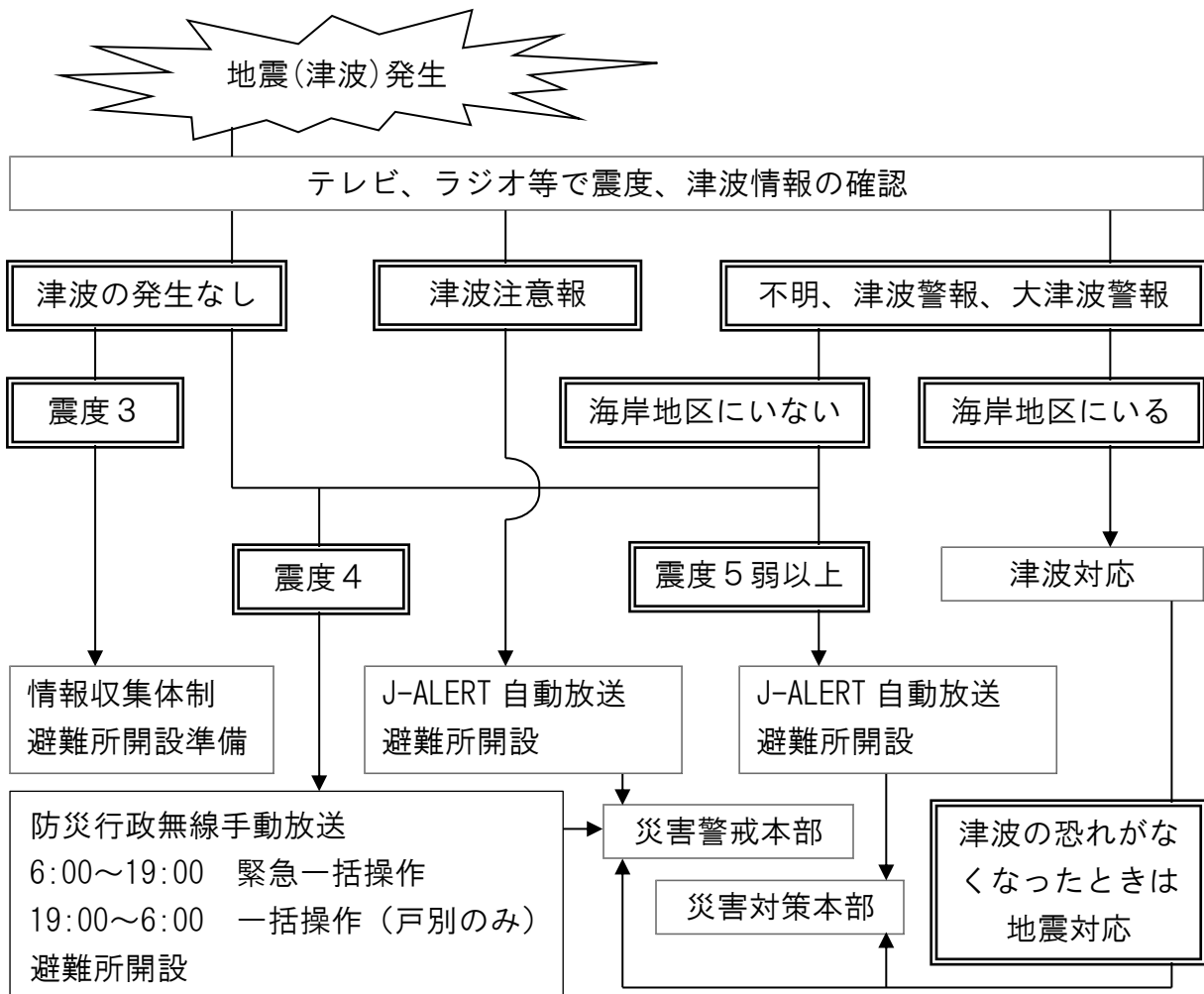
区分	配備基準	措置事項	参集範囲	摘要(他の職員等)
情報収集体制	・震度3の地震が発生したとき	・情報収集 ・指定避難所の開設準備	・総務課担当職員 ・避難所開設準備職員	・状況に応じて指定避難所を開設する。
災害警戒本部	・震度4の地震が発生したとき ・津波注意報が発令されたとき	・情報収集 ・指定避難所の自動開設 ・関係機関との連絡調整 ・町内巡視 ・その他応急措置	・管理職員 ・総務課職員 ・避難所職員	・他の職員は自宅待機とし、上司の指示により必要な業務を行う体制をとっておくものとする。 ・状況に応じて上司の指示をあおぎ、必要な業務を行う。
災害対策本部	・震度5弱以上の地震が発生したとき ・大津波警報、津波警報が発令されたとき		・全職員	・上司の指示をあおぎ、的確に事務分掌に従事する。

(2) 津波対応

津波の危険性がある場合、海岸地区にいる職員は、自己の安全を確保しながら津波対応を最優先して講じるものとする。

対応基準	措置事項
なし、津波注意報	・地震対応
不明、大津波警報、津波警報	・避難誘導 ・率先避難 ・避難場所での避難者対応

2 対応系統



3 避難勧告又は指示の基準

下記の基準に達した場合は、町民等に対して速やかに避難勧告又は指示を発令する。

(1) 地震対応

区分	発表時の状況等
避難勧告・指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大津波警報、津波警報が発令された場合、強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき。 ・ 地震による火災の拡大等により、町民等に生命の危険が及ぶと認められるとき。 ・ 地すべり等の地変が発生し、又は発生するおそれがあり、町民等に生命の危険が認められるとき。 ・ その他町民等の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき

(2) 津波対応

区分	発表時の状況等	避難範囲	求められる行動
避難勧告・指示	町に津波注意報が発表されたとき	海岸	直ちに海岸から離れる
	町に(大)津波警報が発表されたとき	海岸地区全域	直ちに避難場所等高台で安全な場所に避難する

4 津波想定

町が想定する津波は、県が平成 25 年度に想定したパターンの中で最大である「新潟県南西沖地震」とし、想定値については以下のとおりである。

津波想定	想定値
最大津波高	4.6m
津波到達時間	10~20分

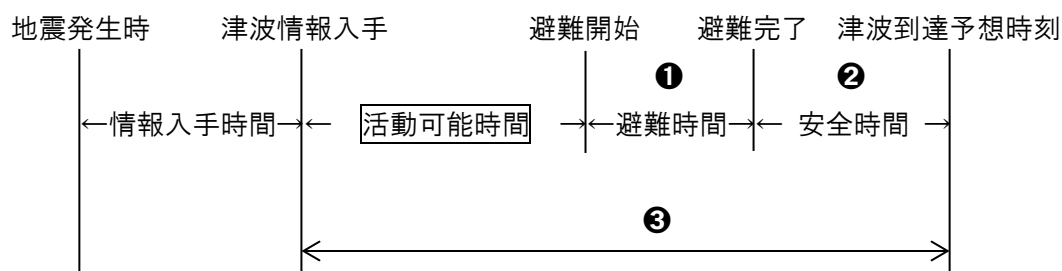
5 津波避難ルール

町の津波想定は上記のとおりであり、海岸地区（尼瀬1区・2区）の住家は、低いところで海拔 1.5m程度に位置することから、これを超える津波が発生した場合には、被害が想定される。

このことから、自分が津波による被害にあわないためにも、ラジオ、防災行政無線等で津波情報を確実に入手し、以下のとおり避難ルールに従い活動する必要がある。

- ① 気象庁が発表する津波警報等の情報を入手するまでは、原則として避難を優先すること。
- ② 大津波警報及び津波警報発表時において、津波到達予想時刻の情報を入手するまでは、原則として避難を優先すること。
- ③ 活動する場合においては、「③気象庁が発表する津波情報入手時から津波到達予想時刻までの時間」から、「①避難時間」（活動場所から避難場所までの時間）及び「②安全時間 20分」（安全・確実に避難が完了するよう、余裕を見込んだ時間）を差し引いた「活動可能時間」を設定し、それを経過した場合には直ちに避難すること。

$$\text{※ 活動可能時間} = \text{③} - (\text{①} + \text{②})$$



6 津波警報等の種類

気象庁は、地震が発生したときには、地震発生から約3分（一部の地震については最速2分程度）を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区（新潟県上中下越）で発表する。

ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で津波警報・注意報を発表する。

種類	解説	発表される津波の高さ
大津波警報 (特別警報)	高いところで3mを超える津波により、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる被害が予想されます。	5m、10m、 10m超、巨大
津波警報	高いところで1mを超え、3m以下の津波により、標高の低いところでの浸水、人は津波による流れに巻き込まれる被害が予想されます。	3m、高い
津波注意報	高いところで0.2m以上、1m以下の津波により、海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆するなどの被害の恐れがあります。	1mもしくは は標記なし

7 広報例文

(1) 手動による防災行政無線放送

様式第2号（第20条関係）

総括管理者	副総括管理者	管理責任者	担 当

緊急通報報告書

年 月 日

総括管理者 様

職氏名 ⑩

次のとおり通報したので報告します。

件 名	地震情報（震度4）
通 報 区 分	1 一斉 2 グループ別 3 個別
区域（一斉を除く）	
通 報 日 時	年 月 日 午 時 分
通報実施者職氏名	課 ⑩
通 報 内 容	こちらは広報出雲崎です。
	※震度4の地震が発生しました。
	テレビ、ラジオをつけて落ち着いて行動してください。
	【津波注意・警報不明の場合】念のため、津波に警戒してください。
	【津波注意報の場合】津波注意報が発表されました。海岸付近の方は避難してください。
	【(大)津波警報の場合】(大)津波警報が発表されました。海岸地区の方は高台に避難してください。
	(※繰り返します)
	以上で終わります。

(2) J-A L E R Tによる防災行政無線放送

J-A L E R Tとは、消防庁から通信衛星を経由して、緊急情報を全国の地方公共団体に配信するシステムのこと。

緊急情報を受信した場合、防災行政無線が自動的に起動し、緊急一括放送で町民等に緊急情報を伝達する。

地震・津波に関する緊急情報は以下のとおりであるが、システムが何らかの異常により自動放送しない場合は、速やかに手動にて放送する。

状況	放送文
震度5弱以上	♪上りチャイム♪ こちらは広報出雲崎です。 ※震度_____の地震が発生しました。 火の始末をして下さい。 テレビ・ラジオをつけ、落ち着いて行動して下さい。 (※あと2回繰り返す) ♪下りチャイム♪
大津波警報	♪消防サイレン♪ ※大津波警報が発表されました。 海岸付近の方は高台に避難して下さい。 (※あと2回繰り返す) ♪消防サイレン♪
津波警報	♪消防サイレン♪ ※津波警報が発表されました。 海岸付近の方は高台に避難して下さい。 (※あと2回繰り返す) ♪消防サイレン♪
津波注意報	♪上りチャイム♪ こちらは広報出雲崎です。 ※津波注意報が発表されました。 海岸付近の方は注意して下さい。 (※あと2回繰り返す) ♪下りチャイム♪

第6節 原子力災害対応

1 動員配備体制

放射線は、目に見えず、感じることもできないため、原子力災害においては、情報収集により、早期に体制を整える必要がある。

区分	設置基準	措置事項	参集範囲
災害警戒本部	【情報収集事態】 ・ 柏崎市又は刈羽村で、震度5弱又は震度5強を観測する地震が発生したとき ・ その他町長が必要と認めたとき	・ 情報収集、随時提供	・ 3役 ・ 総務課、保健福祉課職員
	【警戒事態】 ・ 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき ・ 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要な事故が認められるとき ・ 県内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき ・ 県内で大津波警報が発令されたとき ・ その他町長が必要と認めたとき		
災害対策本部	【施設敷地緊急事態】 ・ 発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき ・ その他町長が必要と認めたとき	・ 情報収集、随時提供 ・ 屋内退避準備情報 ・ 指定避難所開設、避難者受入 ・ 避難行動要支援者の避難指示、支援 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 現地対策本部の設置	・ 全職員
	【全面緊急事態】 ・ 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき ・ その他町長が必要と認めたとき		

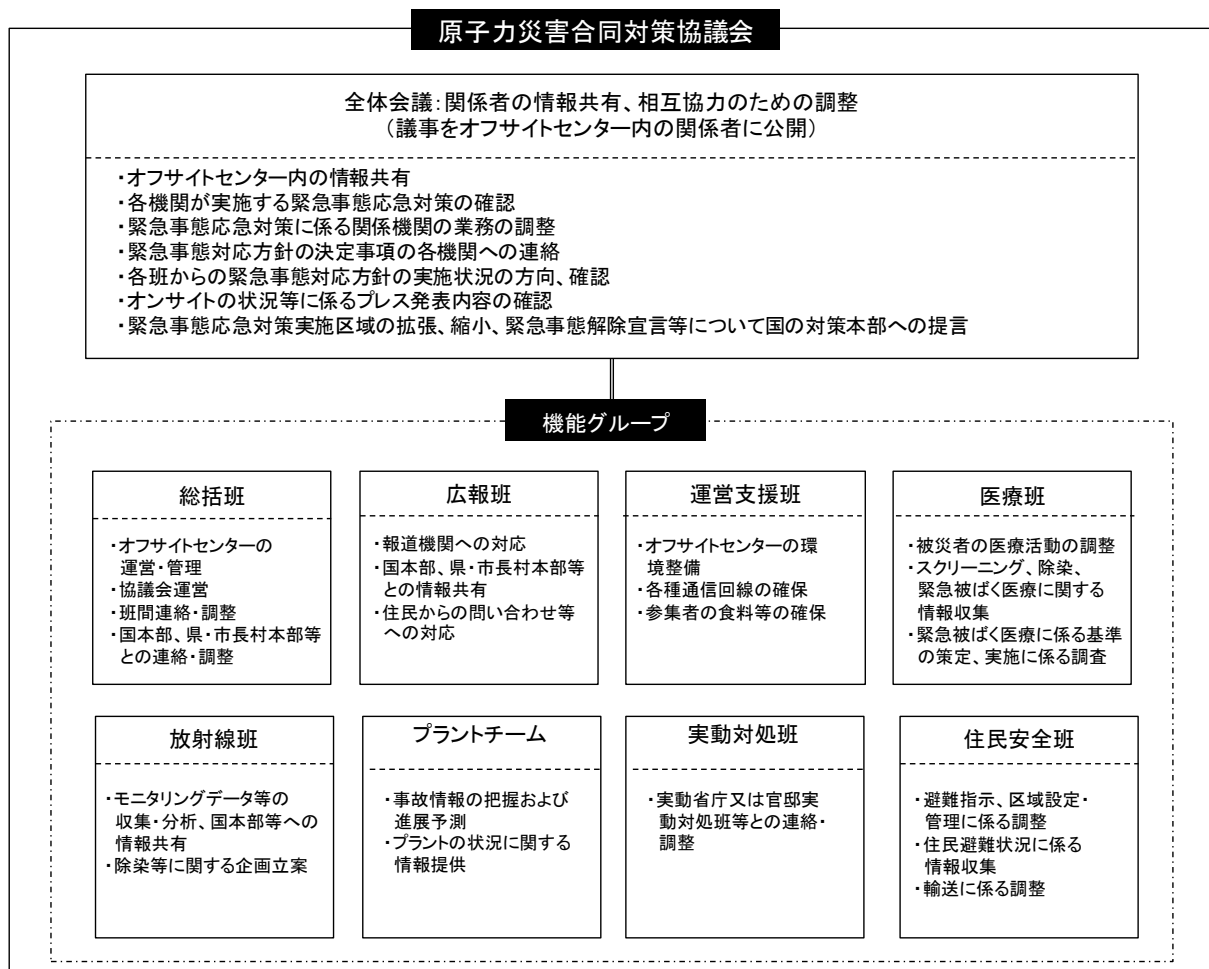
2 現地対策本部の設置

(1) 現地対策本部体制

町は、災害対策本部の設置と同時に、災害対策本部との連絡調整のため、柏崎原子力防災センターに、あらかじめ定められた次の職員を派遣し、現地対策本部を設置する。

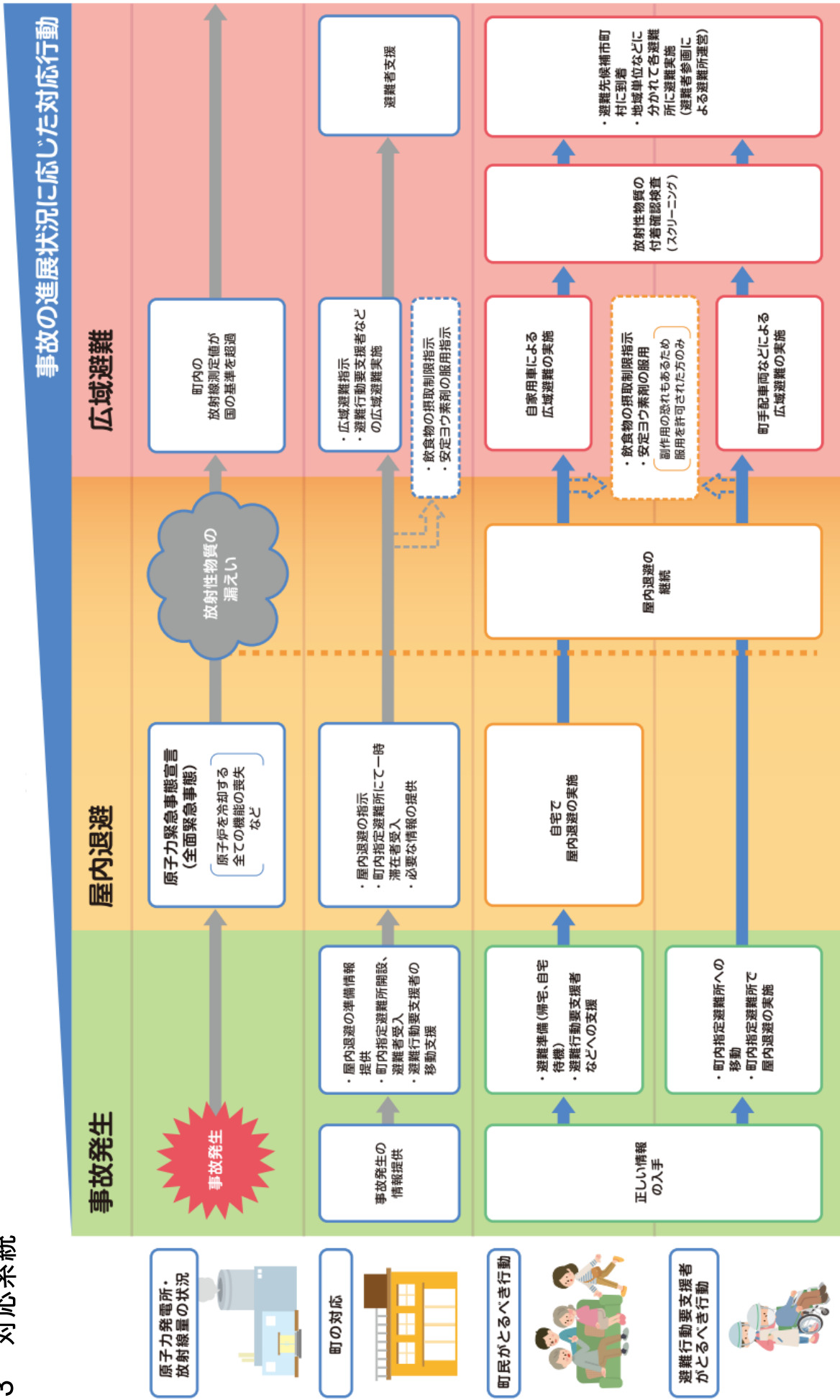
役職	派遣対象者	職務分掌
現地対策本部長	災害対策本部総務部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地対策本部の総括 ・ 災害対策本部との連絡調整 ・ 原子力災害合同対策協議会への出席
現地対策本部員	災害対策本部建設部部員（係長級以上）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の機能グループ住民安全班に関すること ・ 現地事故対策連絡会議への出席

(2) 国の現地組織概要図



出典：「原子力緊急事態等現地標準マニュアル(平成26年6月20日)原子力規制庁」

3 対応系統



4 広報例文

(1) 警戒事態

様式第2号（第20条関係）

総括管理者	副総括管理者	管理責任者	担 当

緊急通報報告書

年 月 日

総括管理者 様

職氏名 ⑩

次のとおり通報したので報告します。

件 名	警戒事態
通 報 区 分	1 一斉 2 グループ別 3 個別
区域（一斉を除く）	
通 報 日 時	年 月 日 午 時 分
通報実施者職氏名	課 ⑩
通 報 内 容	こちらは広報出雲崎です。
	※柏崎刈羽原子力発電所の状況についてお知らせします。
	本日、 時 分、発電所内で事故が発生しました。
	現在、発電所が事故対応中で、放射性物質の漏えいはありません。
	不要な外出を避けて、避難行動要支援者は、避難所へ移動するための持ち物等の準備を始めてください。
	町は警戒本部を設置し、情報収集にあたっていますので、うわさに惑わされず、今後の情報は、防災行政無線、携帯電話、ホームページテレビ、ラジオから入手してください。
	（※繰り返します）
	以上で終わります。

(2) 施設敷地緊急事態

様式第2号（第20条関係）

総括管理者	副総括管理者	管理責任者	担 当

緊急通報報告書

年 月 日

総括管理者 様

職氏名 ⑩

次のとおり通報したので報告します。

件 名	施設敷地緊急事態
通 報 区 分	1 一斉 2 グループ別 3 個別
区域（一斉を除く）	
通 報 日 時	年 月 日 午 時 分
通報実施者職氏名	課 ⑩
通 報 内 容	こちらは広報出雲崎です。
	※柏崎刈羽原子力発電所の状況についてお知らせします。
	発電所は、現在も事故対応中で、放射性物質の漏えいはありません。
	今後の事故進展に備え、町は、 時 分災害対策本部を設置しました。
	観光客等一時滞在者は、速やかに町外に退去してください。
	避難行動要支援者や町外に退去する手段のない観光客等一時滞在者の屋内退避のため、次の避難所を開設しますので、移動を開始してください。
	開設する避難所は（中央公民館、ふれあいの里、西越改善センター、八手改善センター）です。
	車での移動手段がある方は、避難行動要支援者の移動を支援するとともに、自宅での屋内退避に備えてください。
	ガイドブックを参考に、落ち着いて行動してください。
	町は引き続き情報収集に当たっていますので、うわさに惑わされず、今後の情報は、防災行政無線、携帯電話、ホームページ、テレビ、ラジオから入手してください。
	（※繰り返します）以上で終わります。

(3) 全面緊急事態（屋内退避指示）

様式第2号（第20条関係）

総括管理者	副総括管理者	管理責任者	担 当

緊急通報報告書

年 月 日

総括管理者 様

職氏名 ㊟

次のとおり通報したので報告します。

件 名	全面緊急事態（屋内退避指示）
通 報 区 分	1 一斉 2 グループ別 3 個別
区域（一斉を除く）	
通 報 日 時	年 月 日 午 時 分
通報実施者職氏名	課 ㊟
通 報 内 容	こちらは広報出雲崎です。
	※災害対策本部から屋内退避についてお知らせします。
	現在のところ、発電所から放射性物質の漏えいはありませんが、今後に備え、町内全域に屋内退避指示を発令します。
	ガイドブックを参考に、落ち着いて自宅で屋内退避を実施してください。
	今後、指示があるまで屋内退避している建物の窓やドアを閉め、換気をやめてください。また、外出時には肌の露出を避ける服装をし、帰宅後は、念のため、手や顔を洗い、うがいをしてください。
	自宅で屋内退避することができない方は（中央公民館、ふれあいの里、西越改善センター、八手改善センター）を避難所として開設していますので、身支度、自宅の安全確認をして、避難所で屋内退避してください。
	町は引き続き情報収集に当たっていますので、うわさに惑わされず、今後の情報は、防災行政無線、携帯電話、ホームページ、テレビ、ラジオから入手してください。
	（※繰り返します）以上で終わります。

(4) 全面緊急事態（広域避難指示）

様式第2号（第20条関係）

総括管理者	副総括管理者	管理責任者	担 当

緊急通報報告書

年 月 日

総括管理者 様

職氏名 ⑩

次のとおり通報したので報告します。

件 名	全面緊急事態（広域避難指示）
通 報 区 分	1 一斉 2 グループ別 3 個別
区域（一斉を除く）	
通 報 日 時	年 月 日 午 時 分
通報実施者職氏名	課 ⑩
通 報 内 容	こちらは広報出雲崎です。
	※災害対策本部から屋内退避についてお知らせします。
	現在、屋内退避実施中ですが、広域避難が必要な状況となりましたので、町内全域に広域避難を指示します。これから伝える避難先等を必ず把握してください。
	ガイドブックを参考に、落ち着いて身支度、自宅の安全確認をして、隣近所で声を掛け、できるだけ乗り合いで避難を開始してください。
	あらかじめ避難行動要支援者との乗り合い避難を決められている場合は、一緒に避難を開始してください。
	それでは、避難先等をお伝えします。避難先は▽▽（市町村）で、避難経路所は、◇◇◇◇です。避難に際しては、警察等の誘導に従い、国道☆☆号線を経由のうえ△△で避難退域時検査を受けてください。
	また、町の指示と異なる場所へ避難する場合、ガイドブックに記載されている災害時専用メール等により、必ず町に連絡してください。
	（町指定避難所名）で屋内退避を実施している避難行動要支援者は、町が用意した車両で広域避難を実施しますので、町職員の指示に従って避難を開始してください。
	広域避難する手段のない方は、速やかに町の避難所に移動してください。
	（※繰り返します）以上で終わります。

第7節 火災対応

1 動員配備体制

火災発生時の現場対応は原則消防団になるが、関係者への連絡及び火災発生場所の問い合わせ等の対応が必要となる。

区分	配備基準	措置事項	参集範囲		摘要
			勤務時間	勤務時間外	
情報収集体制	出動要件以外の火災の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集 ・ 必要に応じて消防団出動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庶務係 ・ (役場消防部隊) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庶務係 ・ (役場消防部隊) 	
出動	建物、林野、枯草火災の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団全分団出動 ・ 関係者への連絡 ・ 情報収集 ・ 火災現場管理 ・ 鎮火放送 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庶務係 ・ (役場消防部隊) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庶務係 ・ 参集職員 ・ (役場消防部隊) 	役場からおおむね半径500m以内に住居のある職員は、火災発生時に在宅の場合、役場に集合する。

2 参集職員

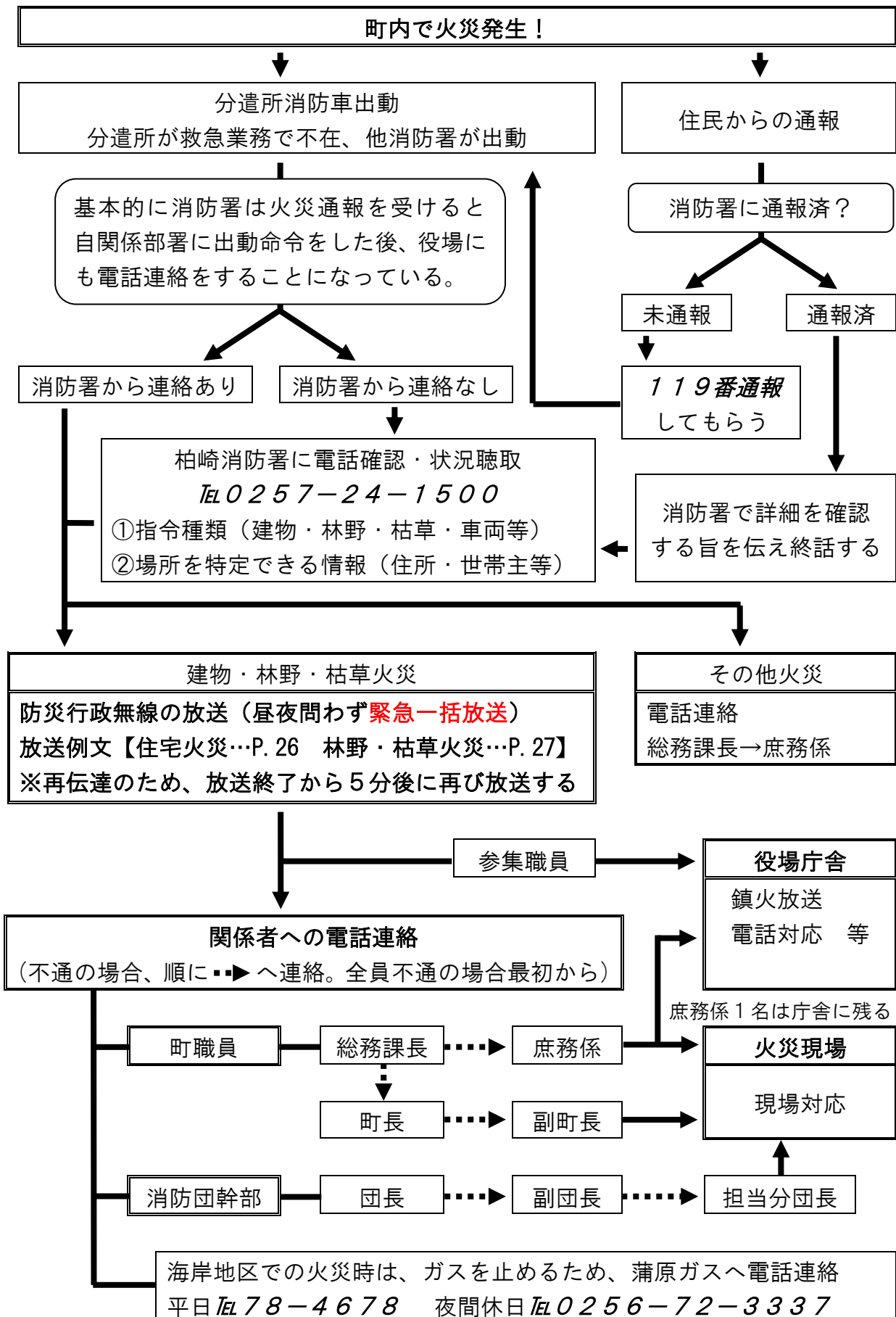
役場から半径500m以内に居住する職員は、夜間勤務時間外の火災発生時、在宅している場合、役場に参集し、電話対応等にあたる。

なお、役場から半径500mとは、おおむね右の図のとおりである。

ただし、消防団及び消防団事務を兼ねている職員については、その職務を優先する。



3 対応系統



4 広報例文

(1) 建物火災

様式第2号（第20条関係）

総括管理者	副総括管理者	管理責任者	担	当

緊急通報報告書

年 月 日

総括管理者 様

職氏名

①

次のとおり通報したので報告します。

件 名	建物火災
通 報 区 分	1 一斉 2 グループ別 3 個別
区域（一斉を除く）	
通 報 日 時	年 月 日 午 時 分（5分後もう1回）
通報実施者職氏名	課 ①
通 報 内 容	役場から緊急放送をお伝えします。
	※（住所： ）の（世帯主： ）さん宅で
	建物火災が発生したので、消防団はただちに全分団出動してください。
	（※繰り返します。） 【2回繰り返すこと】
	以上で終わります。

(2) 林野・枯草火災

様式第2号（第20条関係）

総括管理者	副総括管理者	管理責任者	担 当

緊急通報報告書

年 月 日

総括管理者 様

職氏名 ⑩

次のとおり通報したので報告します。

件 名	(林野・枯草)火災
通 報 区 分	1 一斉 2 グループ別 3 個別
区域（一斉を除く）	
通 報 希 望 日 時	年 月 日 午 時 分(5分後もう1回)
通 報 実 施 者 職 氏 名	課 ⑩
通 報 内 容	役場から緊急放送をお伝えします。
	※（行政区： ）の（目印： ）付近
	林野・枯草火災が発生したので、消防団はただちに全分団出動してください。
	（※繰り返します。） 【2回繰り返すこと】
	以上で終わります。

(3) 鎮火

様式第2号（第20条関係）

総括管理者	副総括管理者	管理責任者	担 当

緊急通報報告書

年 月 日

総括管理者 様

職氏名 ⑩

次のとおり通報したので報告します。

件 名	鎮火のお知らせ
通 報 区 分	1 一斉 2 グループ別 3 個別
区域（一斉を除く）	
通 報 希 望 日 時	年 月 日 午 時 分
通 報 実 施 者 職 氏 名	課 ⑩
通 報 内 容	こちらは広報出雲崎です。火災の鎮火についてお知らせします。
	※（行政区： ）の（建物・林野・枯草・その他（ ））
	火災は、先ほど鎮火しました。
	（※繰り返します。）
	以上で終わります。

第8節 その他防災行政無線放送対応

1 防災行政無線の放送範囲等

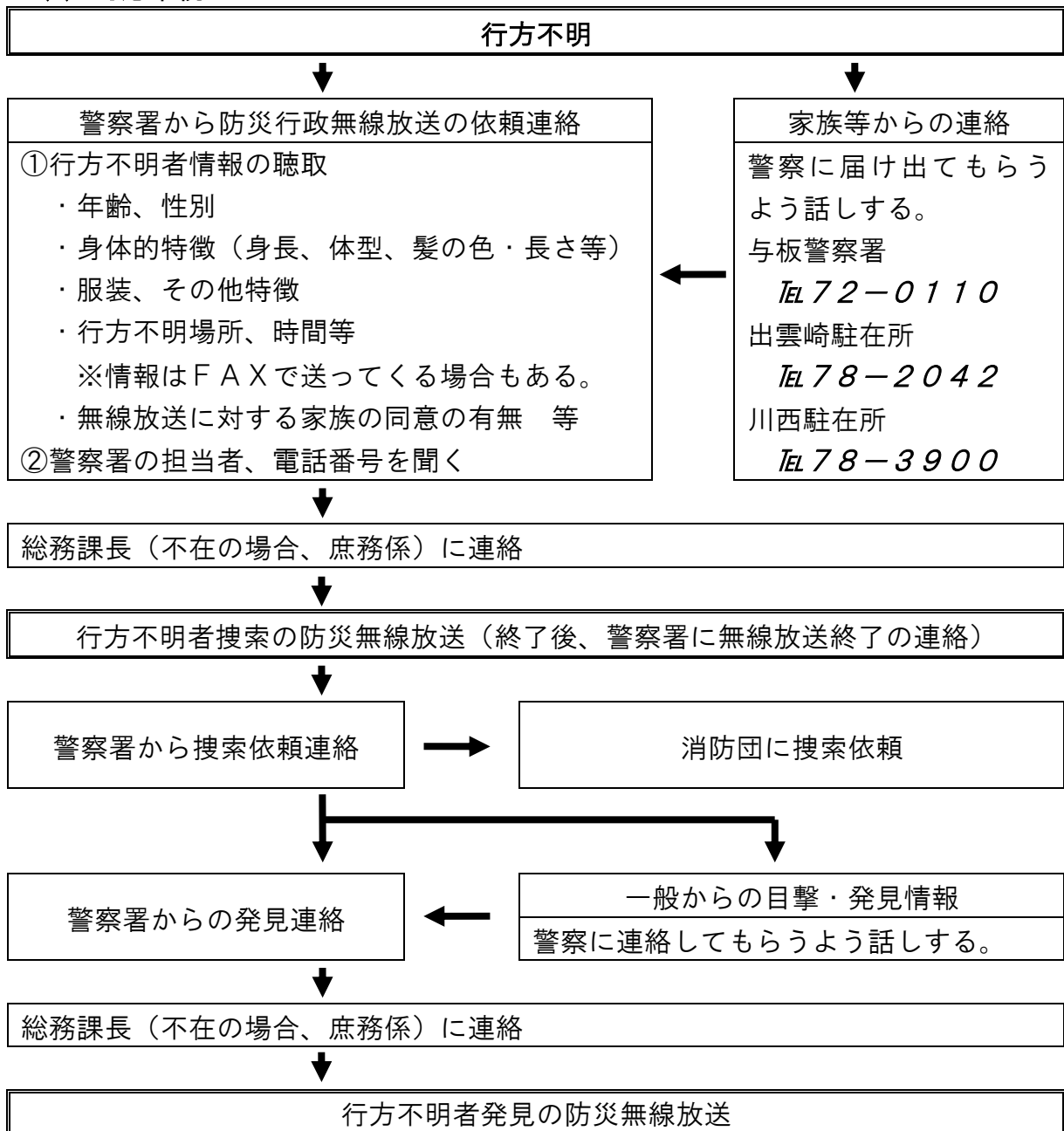
6：00～19：00の時間帯は **緊急一括操作（屋外・戸別）** で放送

19：00～6：00の時間帯は **一括操作（戸別のみ）** で放送

※ 22：00～6：00の間は指示がない限り放送しない。ただし、現状が緊急性を要する場合は、総務課長または庶務係に確認をする。

2 行方不明者対応

(1) 対応系統



(2) 行方不明者捜索広報例文

様式第2号（第20条関係）

総括管理者	副総括管理者	管理責任者	担 当

緊急通報報告書

年 月 日

総括管理者 様

職氏名 ㊟

次のとおり通報したので報告します。

件 名	行方不明者捜索
通 報 区 分	1 一斉 2 グループ別 3 個別
区域（一斉を除く）	
通 報 希 望 日 時	年 月 日 午 時 分
通 報 実 施 者 職 氏 名	課 ㊟
通 報 内 容	こちらは広報出雲崎です。行方不明者を探しています。
	（注：下記は警察からの情報を当てはめて放送する）
	※ 時 分頃、 付近で、
	（年齢） 歳代の（性別） 性の行方が分からなくなっています。
	身長 cmくらい、（体型） 、（髪型・色等）
	服装は、
	心当たりの方は与板警察署72-0110まで連絡してください。
	（※繰り返します。）
	以上で終わります。

(4) 行方不明者発見広報例文

様式第2号（第20条関係）

総括管理者	副総括管理者	管理責任者	担 当

緊急通報報告書

年 月 日

総括管理者 様

職氏名 ⑩

次のとおり通報したので報告します。

件 名	行方不明者発見
通 報 区 分	1 一斉 2 グループ別 3 個別
区域（一斉を除く）	
通 報 希 望 日 時	年 月 日 午 時 分
通 報 実 施 者 職 氏 名	課 ⑩
通 報 内 容	こちらは広報出雲崎です。
	※____時____分頃（先ほど）放送いたしました、
	（年齢）____歳代の（性別）____性の行方不明者は先ほど発見されました。
	ご協力ありがとうございました。
	（※繰り返します。）
	以上で終わります。

3 海上漂流物対応

(1) 防災行政無線の放送基準

海上保安庁等関係機関から依頼があった場合、総務課長もしくは庶務係に連絡し、指示を受けること。

(2) 広報例文

様式第2号（第20条関係）

総括管理者	副総括管理者	管理責任者	担 当

緊急通報報告書

年 月 日

総括管理者 様

職氏名 印

次のとおり通報したので報告します。

件 名	海上漂流物
通 報 区 分	1 一斉 2 グループ別 3 個別
区域（一斉を除く）	
通 報 希 望 日 時	年 月 日 午 時 分
通 報 実 施 者 職 氏 名	課 印
通報内容	こちらは広報出雲崎です。町総務課からお知らせします。
	※（本日）、海上保安庁より、 <u>（漂流場所）</u> 海上に
	<u>（漂流物）</u> が漂流しているとの情報がありました。
	<u>（形状・特徴等）</u> です。
	発見した場合は、手を触れず、役場又は警察にご連絡ください。
	（※繰り返します。）
	以上で終わります。

4 停電時対応

(1) 防災行政無線の放送基準

町民等から多数問い合わせがあった場合は、停電範囲、復旧状況を確認したうえで総務課長（総務課長不在の場合は庶務係）に連絡し、指示を受ける。

東北電力株から停電範囲、復旧状況の確認方法

- ① 停電情報 F A X
- ② 電話（TEL 0 1 2 0 - 1 7 5 - 3 6 6）

(2) 広報例文

様式第2号（第20条関係）

総括管理者	副総括管理者	管理責任者	担 当

緊 急 通 報 報 告 書

年 月 日

総 括 管 理 者 様

職氏名 ㊟

次のとおり通報したので報告します。

件 名	停電情報
通 報 区 分	1 一斉 2 グループ別 3 個別
区域（一斉を除く）	
通 報 希 望 日 時	年 月 日 午 時 分
通 報 実 施 者 職 氏 名	課 ㊟
通 報 内 容	こちらは広報出雲崎です。役場から停電情報をお知らせします。
	※ただいま、(行政区) _____ で停電しています。
	東北電力で原因調査、復旧作業中のため、ご迷惑をお掛けしますが、復旧まで もうしばらくお待ちください。
	(※繰り返します。)
	以上で終わります。